諮問庁:外務大臣

諮問日:平成29年2月16日(平成29年(行個)諮問第38号) 答申日:平成29年6月22日(平成29年度(行個)答申第51号)

事件名:本人に係る診断書の利用不停止決定に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

診断書(平成23年特定月日発行)(以下「本件診断書」という。)に記録された本人に係る保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の利用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求書
- (1)審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成28年11月19 日付け個人情報保護第2016-00358号により外務大臣(以下「処 分庁」又は「諮問庁」という。)が行った保有個人情報の利用不停止決定 (以下「原処分」という。)について、原処分を取り消すとの決定を求め る。

## (2) 審査請求の理由

ア 以下のことから原処分は妥当ではない。

外務省が決定理由の中で適法とする取得経緯が非常に不明瞭である。

- (ア)まず、審査請求人は本件診断書を発行している特定病院で診察を受けた事実がない。したがって医師が診察した際には医師法24条に基づき作成されなければならないカルテも存在しないことは審査請求人が別途同病院から書簡で得た説明のとおり、同病院側も認めている。
- (イ)次に、審査請求人が本件診断書の発行を依頼した事実も、発行に 同意した事実もない。本件診断書の発行を依頼、取得した者が誰で あるのか,同病院側からの回答がないため現在も不明のままである。
- (ウ)本件診断書が添付されている休暇簿(介護休暇用)の作成者とされている審査請求人の家族(外務省職員)に審査請求人が聞いたところ,当人はこの休暇簿を作成,提出していないとのことであった。
- (エ)休暇簿(介護休暇用)の要介護者の状態及び具体的な介護の内容 に次の記載がある。

「要介護者は特定疾病を患っており、食事、入浴、着替え、排泄

等の介護者による身の回りの世話が必要。これまでは、同居者である母親が世話してきたが非常に高齢であり、また病弱でもあるため、これ以上の介護は不可能。母親を除く唯一の家族(父は他界)である自分以外に介護できる者はいない。」

要介護者は審査請求人のことであるが, 当時, 審査請求人はこのような状態にあった事実は全くない。

以上のことから、本件診断書の発行依頼者、取得者が現在も不明であり、何者かにより取得された本件診断書が添付されていた休暇 簿の作成者も外務省職員である審査請求人の家族本人ではなく、提 出経緯も非常に不明瞭である。

このような診断書の存在そのもの,これを行政機関が保有し続けることは不適法であり,審査請求人の人権を侵害していることに他ならない。

イ 以上のとおり、外務省の「適法に取得した」は誤りであり、本件処 分の取消しを求めるため、審査請求を行った。

### 2 意見書

審査請求人が平成28年12月28日付けで提起した審査請求に関する 処分庁の理由説明書に対し、次のように反論する。

## (1) 理由説明書記載事実の認否

- ア 理由説明書の「1 経緯」は認める。
- イ 理由説明書の「2 利用停止請求の対象保有個人情報について」の (1)は認める。(2)は不知。
- ウ 理由説明書の「3 利用停止請求の内容について」は認める。
- エ 理由説明書の「4 利用停止しない等の決定の妥当性」は否認する。
- オ 理由説明書の「5 審査請求人の主張について」の(1)は認める。(2)は否認する。
- カ 理由説明書の「6 結論」は争う。

## (2) 利用停止請求を行った診断書について

この度、審査請求人が利用停止請求を行った本件診断書の開示請求に 至るまでの経緯は以下のとおりである。審査請求人は、当初、本件診断 書とは別の、審査請求人がその発行を承知している診断書(以下「承知 済診断書」という。)を外務省人事課へ問い合わせ、この承知済診断書の 保有状況を聞き、審査請求人への返還を依頼しようとしていた。その過 程で本件診断書の存在が明らかになった。

承知済診断書とは平成24年特定月日発行の審査請求人がその発行を 承知しているものである。発行当時、審査請求人とその母親が入院中で あり、審査請求人の家族の勤務先である外務省より家族へ提出の要請が あったものである。利用目的は、当時、家族2人(審査請求人と母親) が入院中であったため、家族の比較的激務ではない課への異動希望をかなえるためと聞いている。結果的に、その異動希望はかなわず、この承知済診断書の利用目的はなくなったため、家族に再三返還を求めていたが、応じてもらえず、審査請求人自らが、外務省へ問い合わせ、その返還を求めようとしたものである。承知済診断書は、本件診断書とは全く別の病院の医師により発行されている。病名、発行年月日、発行医師名は手書きで作成されている。

以下、外務省人事課へ承知済診断書の返還を依頼する審査請求人と外 務省とのやり取りである。

### ア 平成27年特定月日

審査請求人が外務省人事課へ承知済診断書の行方について初めて問い合わせの電話を行う。電話に出た人事課担当者(以下「最初の担当者」という。)へ、本件診断書は個人情報の最たるものであり、保有する目的も既にないことから、早急に返還して欲しい旨等詳細を伝えた。審査請求人の依頼に対し最初の担当者は、審査請求人の家族の当時の所属課上司、庶務班等へ聞きその行方を探してくれることになった。

### イ アの翌日

最初の担当者より捜索を依頼していた承知済診断書(実際には本件診断書)が見つかったと連絡をもらう。詳細を聞いたところ、審査請求人が探していた承知済診断書ではないことが判明した。審査請求人が探していた承知済診断書は手書きのものであるが、最初の担当者が見つけた本件診断書はすべてワープロで作成されているとのことであった。審査請求人が本件診断書の存在を知ったのはこの時が初めてであった。偽装診断書ではないかとの疑念を抱き、最初の担当者に早急に本件診断書のコピーの送付を依頼し、送付先等を最初の担当者にメール送信した。最初の担当者は、少し時間がかかるかもしれないが、送付することには承知してくれた。

## ウ アの翌々日

最初の担当者に前日審査請求人が送ったメールが届いているか問い合わせの電話をしたところ、最初の担当者は同日休みとのことだった(急に1週間の休みを取得したとのことであった。)。代わりに対応してもらった別の人事課担当者(以下「別の担当者」という。)に前日までの経緯を話し、本件診断書の発行病院名、発行医師名、病名、発行年月日をできるだけ早急に知らせてほしいと依頼し、審査請求人の携帯電話及びメールアドレスを伝えて電話を切った。家族の人事ファイル他保管先は分かるので捜索し連絡をすることを了承してくれた。ところが、17時を過ぎても別の担当者からの連絡がなかったため、

審査請求人の方から人事課へ電話をし、別の担当者につないでもらうようお願いした。5分ほど待たされた後、別の担当者は電話口に出てくれたが、午前中の電話では保管場所を承知していると言っていたにもかかわらず、本件診断書の保管場所について別の担当者は「分かりません。」の一言でそれ以上は教えてくれなかった。午前中電話で話した時は捜索に大変協力的だったのに対し、この時は詳しくは話せないと言った感じで明らかに様子が変わっていた。

## エ アの3日後

本件診断書の存在を人事課で隠蔽するつもりかもしれないと、再度 人事課へ電話すると、男性が出たが名前を聞いても最初の担当者、別 の担当者のように氏名を教えてもらえなかった。本件診断書の件を伝 え、前日、別の担当者にお願いしたことを再び依頼した。男性は「本 件診断書があるかどうか確認してきます。」と言って電話はいったん 保留になったがその後切れた。

夕方,人事課へ再度電話し,最初の担当者の休み明けの出勤日について尋ねたが,現在出勤日は未定とのことだった。当時の人事課長につないでもらうようお願いしたが,代わりに出た女性から課長は外出中で,本日はそのまま戻らないとのことであった。

- (3)本件診断書発行日(平成23年特定月日)当時の審査請求人の生活状 況
  - ア 本件診断書発行日前後数ヶ月間

特定学校に通学。特定科修了(この修了証書は外務省へも提出済である。)。

イ 本件診断書発行日

母を受診させるため、家族と共に特定病院(本件診断書を発行した 医院)へ行く。

ウ 本件診断書発行日数ヶ月後 特定学校通学。特定科受講。

審査請求人は当時、母親と特定市内のマンションに同居していたが、 様子が良くなくなったため、家族と本件診断書発行日に特定病院へ連れ て行った。受診先の特定病院は家族が決めた。

(4) 本件診断書が添付されていた休暇簿(介護休暇用)について

審査請求人が、利用停止請求をした本件診断書は審査請求人の家族である外務省職員の休暇簿に添付されていたものである。この休暇簿(介護休暇用)の存在及びその記載内容について、審査請求人は開示されるまで全く承知していなかった。この休暇簿(介護休暇用)の内容は以下のとおり全く事実に反するものである。

ア 同・別居の欄/「同居」-事実に反する

当時も含め、審査請求人の家族が平成17年海外赴任先から帰国後 現在に至るまで、審査請求人と家族が同居した時期は全くない。審査 請求人は横浜のマンションに母親と同居、家族は都内官舎で暮らして いる。

イ 介護が必要となった時期/平成23年特定月-事実に反する 審査請求人は生まれてから現在に至るまで家族をはじめ誰かに記載 内容にあるような介護をしてもらわなければならない状態になった ことは一度もない。平成23年特定月当時の審査請求人の生活状況は 上記(3)に記載したとおりで介護の必要性は全くなかった。

ウ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容-事実に反する

「要介護者は特定疾病を患っており、食事、入浴、着替え、排泄等の介護者による身の回りの世話が必要。これまでは、同居者である母親が世話をしてきたが非常に高齢であり、また病弱でもあるため、これ以上の介護は不可能。母親を除く唯一の家族(父は他界)である自分以外に介護できる者はいない(本紙「要介護者に関する事項」の同・別居については介護休暇開始時に同居。)。」

上記記載内容中、「父は他界」の部分以外は全く事実に反する。審査請求人が高齢の母親の面倒をみたり、家族の資産管理を行ったりしており、母親の方が審査請求人を介護した事実は全くない。また、審査請求人は家族に介護された事実もなく、上記アで述べたとおり介護休暇開始時に同居との記載も事実に反する。

休暇簿(介護休暇用)により請求された連続する6か月の期間の介護休暇は平成23年特定月日から平成24年特定月日までとなっているが、この期間、審査請求人が要介護の状態になった事実はなく、この当時の審査請求人の生活状況は上記(3)の通りである。

#### (5)外務省の原処分の妥当性について

ア 外務省は、本件診断書について外務省が特定病院に指示する等して 不適法に取得したものではなく、審査請求人の家族である外務省職員 が外務省に提出したものを外務省における人事管理を利用目的として 取得したものであり、その取得は適法であると主張する。しかしなが ら審査請求人が利用停止請求を行った本件診断書は審査請求人が承諾 の上で発行されたものでない。

個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) (以下「個人情報保護法」という。)の23条は以下のとおりである。

23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、あって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

本件診断書が発行された特定病院へは、発行日に審査請求人は、家族と母の付添いで訪れているが、審査請求人本人が診察された事実はない。審査請求人は同病院に対して、平成26年特定月日に情報開示請求を行っているが、この時は診察もなく、したがって医療費の支払いもないとの回答を得ている。もちろん、この時すでに発行されていたはずの本件診断書の存在も知らされず、開示も受けていない。

問題となっている本件診断書は、このような審査請求人本人の全く 承知しない間に、極めて不適法に発行された診断書である。本件診断 書については特定病院と発行した特定医師に、このような審査請求人 の承知しない診断書の発行及びカルテが存在しない件について、それ ぞれ個人情報保護法23条、医師法24条違反ではないかと問い合わ せているが、代理人弁護士は平成29年特定月日付けで辞任し、現在 も引き続き特定病院へ問い合わせ中である。外務省は、職員である審 査請求人の家族が提出したものであり、取得の適法性を主張するが、 本件診断書はその前段階において不適法に発行、取得されたものであ るから、その後外務省職員から提出されたからといってもこれは適法 な取得とはなり得ない。

仮に外務省が本件診断書を取得した当時、このような本件診断書の発行経緯を知らなかったとしても、その後審査請求人が開示請求をし、内容を確認し、不適法に発行されたものであると主張しているのだから、早急に提出人であると推測される(実際の提出人について審査請求人は承知していない。)審査請求人の家族へ取得経緯等、事実関係を調査、確認することは行政機関として当然行われるべきことである。調査には、提出者と思われる審査請求人の家族である特定個人本人(実際に提出した者は別人である可能性がある。)、当時の特定個人の上司、所属課員、特定個人の印鑑を管理していた庶務班等に聞き取り調査を行えば良く、さほど費用、日数を掛けることなく可能であるが、外務省はその簡単な調査さえも行った形跡がない。そればかりか、外務省は審査請求人と家族が連絡を取ることに非協力的であった。高齢である審査請求人の母親が高熱を出し、早急に家族に連絡を取ろうと

した際に、外務省の対応によりプライベートなことに関し、審査請求 人と家族が連絡を取れない状態となっていたことは誠に異常事態で ある。このような状態が長期間続き、審査請求人の生活には様々な支 障があった。

法は、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に 関する法律(昭和63年法律第95号(以下「旧法」という。))を全 部改正したものである。この法においては旧法が対象とした電子計算 機処理に係る個人情報のみならず、行政文書に記録されたすべての個 人情報についてその実効性を確保するため、本人関与の仕組みが設け られ、旧法ですでにあった本人情報の開示請求権に加え、訂正請求権 及び利用停止請求権が新たに設けられた(「行政機関等個人情報保護 法の解説」監修総務省行政管理局)。

これはOECD8原則にあるように本人の情報に本人が関与できる 権利を定めたもので、それが憲法にもある重要な権利であることを示 している。本件に対する外務省の対応は、開示請求を行った審査請求 人本人が、自らの個人情報について事実と異なるとわざわざ指摘して いることを、なかったことにしているに等しく、本人関与を定めた法 27条(訂正請求権)、同法29条(保有個人情報訂正義務)、同法3 6条(利用停止請求権)、同法38条(保有個人情報の利用停止義務) の条文を無視する行為である。

#### (保有個人情報の訂正義務)

第29条 行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該 訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人 情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正を しなければならない。

「訂正請求に理由がある」とは、行政機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう(「行政機関等個人情報保護法の解説」監修総務省行政管理局)。

## (保有個人情報の利用停止義務)

第38条 行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、 当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関におけ る個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用 停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただ し、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情 報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支 障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

「利用停止請求に理由がある」とは、法36条1項1号又は2号に該当する違反の事実があると行政機関の長が認めるときである。その

判断は、当該行政機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある(「行政機関等個人情報保護法の解説」監修総務省行政管理局)。

法29条の保有個人情報の訂正義務も同法38条の保有個人情報の 利用停止訂正義務も、それぞれの請求に理由があるかどうか、まず調 査が必要、そしてそれは客観的に行われる必要があると述べている。

外務省は、この度の審査請求人の請求に対して、客観的な調査を行ったのであろうか。上記(2)において本件診断書の取得経緯を述べたが、本件診断書の存在そのものを外務省は隠そうとした意図が見える。理由説明書の中で外務省は「審査請求人の家族による本件診断書が添付された休暇簿(介護休暇用)を自身が作成していないとの発言を裏付ける根拠はなく、外務省は審査請求人の家族から提出を受けたのであり、外務省による不適法な取得にはあたらない。」と主張する。

その休暇簿(介護休暇用)の記載内容については上記(4)で述べたとおりで、事実とはかけ離れた内容である。

イ 外務省はまた、当該利用目的の中には、提供を行うことは含まれておらず、かつ当該利用目的以外の目的のために提供を行っていないことから、当該個人情報が法36条1項2号に該当する事実もないと主張する。

しかしながら、当該利用目的の中に提供を行うことが含まれていないということと、実際に提供した事実があったかは全く別問題である。審査請求人は当時要介護の状態にあった事実はなく、本件診断書が審査請求人の家族の介護休暇取得のために利用されたものではないことは明らかである。本件診断書の存在そのものを外務省が隠蔽しようとした可能性もあることからも何か他の目的のために取得、利用、提供されたと考えるのが合理的である。

審査請求人は捜査機関でもなく、また外務省その他本件診断書が利用、提供されたと思われる組織に立ち入って調査をする権限はない。介護休暇取得のためという利用目的以外の利用の有無は外務省を離れたまさに情報公開・個人情報保護審査会のような第三者機関の調査を経なければ利用目的外の利用がなかったとは言い切れない。

また、本件診断書が添付されていた休暇簿(介護休暇用)に記載されていたことは、父がすでに他界したという点以外の審査請求人についての記述は事実無根である。すなわち、本来介護休暇取得のために利用するはずだった本件診断書にそのような本来の利用目的は存在せず、本件診断書が本来の利用目的(介護休暇取得)外に使用されたことは明白である。従って、法8条の利用及び提供の制限に違反する。ウまた、外務省は、休暇簿(介護休暇用)の記載内容が事実と異なる

との(審査請求人の)主張については、本件診断書の取得の適法性に影響を与えるものではなく、仮に休暇簿(介護休暇用)の記載内容が事実とは異なるとしても、本件休暇簿(介護休暇用)の現在の利用目的は、介護休暇取得当時の事実を管理するために本件文書を当時提出されたままの状態、内容で保有することであり、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有又は利用していないため、利用停止しない及び消去しないこととしたと驚くべき主張をする。

休暇簿(介護休暇用)の記載内容が事実と異なれば、休暇の虚偽申請にあたり、人事院の懲戒対象(減給又は戒告)になる事案である。本件利用停止請求にかかわらず、行政機関として即、真相究明が行われなければならず、記載内容が事実と異なるかどうかは大変重要な問題である。調査の結果、事実と異なると判明した場合、その虚偽申請の休暇簿(介護休暇用)のために、本件診断書が必要だったことを考えると、診断書を虚偽の内容で発行した可能性は極めて高くなる。そうであれば、発行した医師は刑法159条私文書偽造罪にあたり、それを放置すれば国家公務員は刑事訴訟法239条違反となる。

外務省は休暇簿の記載内容が異なっても本件休暇簿(介護休暇用)の現在の利用目的は、介護休暇取得当時の事実を管理するために、本件文書を当時提出されたままの状態で保有することであり、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有又は利用していないため利用停止しないと主張する。

しかしながら、そもそも当時、介護休暇を取得しなければならない 理由はなかったので、あるから介護休暇取得という利用目的があった とはいえない。また、審査請求人が指摘しているにもかかわらず、間 違ったまま保有するのであれば先に述べた訂正請求権や利用停止請 求権の条文が何のためにあるのかということになってしまう。さらに、 客観的調査も行わずこのまま保有することは、事実ではない間違った 審査請求人の情報がいつ漏えいするか分からず、何よりも審査請求人 の基本的人権を侵害することになる。

法の目的は以下のとおりである。

(目的)

第1条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

この法の目的である「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」と「個人の権利利益を保護すること」とは並列ではなく、「個人の権利利益を保護すること」が一次的ないしは主たる目的とされている。

また、「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある、個人の人格的、財産的な権利利益であり、法は、このような権利利益の侵害を未然に防止することを目的として立案されており(「行政機関等個人情報保護法の解説」監修総務省行政管理局)、審査請求人の間違った情報がこのまま行政機関に保有されることは、まさに審査請求人の人格的権利利益の侵害に当たる。

審査請求人が、本件診断書の存在を知ってから、実際に自分の手元に取得するまでに約半年の月日を要した。どこの病院の誰が発行したか分からない自分の診断書が外務省の人事課に保有されている。自分の知らない間に、勝手に病名が付けられ、診断書が発行されているという事実を知った時は信じられない心境であった。新聞報道により法の存在を知り、法に基づき本件診断書を取得したが、実際に目にした時はさらに驚いた。

今の世の中で、自分が全く知らない聞に診察されたことにされ、診断書まで発行され、それが平然と行政機関に行政文書として保有されているということがあり得るということを目の当たりにした。法や、たまたま目にした新聞報道がなければ、審査請求人は自分が承知していない本件診断書の存在を全く知らないで一生を終えただろう。仮に本件診断書の存在を知ることができたとしても、法がなければこうして実際に本件診断書を取得することもできなかったはずであろうし、自分の個人情報についてこうして異議を唱えることも出来なかった。

本件診断書の取得経緯で述べたように、外務省は一部でその存在を 隠そうとした疑いがある。また積極的に調査も行っていない。形式的 には審査請求人の家族が休暇簿(介護休暇用)を提出したようになっ ているが、特定個人本人からの聞き取り調査はもとより、客観的な調 査も行われていない。本件診断書及びこれが添付されていた休暇簿 (介護休暇用)はいずれもワープロで作成されており、それぞれ本件 診断に記載のある特定医師、休暇簿(介護休暇用)に記載のある特定 個人本人がそれぞれ作成したのかも現時点では非常に疑わしい。

本件診断書が添付されていた休暇簿(介護休暇用)の提出経緯について、審査請求人は外務省の外部通報窓口に通報し、その調査結果の情報開示を求めたが結果は不存在のため不開示となっている。

### (6)利用目的外利用の可能性について

本件診断書が添付されていた休暇簿(介護休暇用)の介護内容は全くの虚偽であり、従って本件診断書が介護休暇を取得するために発行、利用されていないことは明白である。しかも外務省は、審査請求人が情報開示請求を行い、事実ではないと指摘しているにもかかわらず積極的に調査を行おうとしていない。それでは、外務省もその存在を隠そうとし

ていたとも思われる本件診断書が一体何のために利用されたのか、利用 され得る可能性の例を示す。(以下、起こったことは事実であるが、実際 に本件診断書が何に利用されたかについて審査請求人は承知していな い。)

審査請求人は、平成22年当時自宅でインターネット接続をしていた ところ,特定大学と思われるPCからのTELNET(遠隔操作)被害 に遭っている。他にも、特定会社のPCを使用中、そのPCを同期され る被害にも遭っている。当時,審査請求人は自宅でPC1台を使用して おり、同期を行うような他のPCは使用していない。また、この同期サ ービスは有料のサービスであり、審査請求人はそのサービスに申し込ん だこともなければ、サース料を支払ったこともない。つまり、審査請求 人以外の何者かが,審査請求人の承知しないPCと勝手に審査請求人の PCを同期し、審査請求人のPC内の全情報を盗んだのである。特定大 学にはこの遠隔操作他(実際には他にもセキュリティソフトがブロック している不正アクセスが確認されている。)の件について, 遠隔操作の証 拠画像と共に説明を求めているが、本日現在まで回答はない。PC特定 会社の方は,連絡を取ることは可能であったが,この同期サービスはす でに終了しており、回答ができないとのことであった。同期サービスは すでに終了していることは事実であるが、その後継となるサービスは現 存している。特定大学、PC特定会社共に名門大学、企業である。審査 請求人に起こったこの事実が広まるとどのようなことになるか想像する に難くない。

また、他にも本件診断書は審査請求人の人間関係を調べるに非常に有効なツールとなり得る。本件診断書を見せることで、それを見たものが審査請求人にそのことを伝えるかどうかでその者と審査請求人が知り合いかどうか調べることが可能となる。審査請求人の交友関係にそれを提示することで審査請求人がいかにも特定疾病であると周知させることも可能である。審査請求人は以前勤務していた企業の不祥事を承知しており、それが口コミ、インターネット等を通じて広く伝搬されるおそれを危倶している企業があることは事実である。そのような企業にとっても、本件診断書は審査請求人の交友関係を破壊するため、伝搬することをおそれて審査請求人の就職、勤務を妨害するためには便利なツールとなるだろう。(平成23年当時、審査請求人が特定学校の職業訓練に通っていたのは、このような就職、勤務妨害に遭っていたからである。)

審査請求人本人が全く承知していない本件診断書が、外務省という行 政機関に提出され、現在も保有され続けている。提出されてから、間違 った内容にもかかわらず審査請求人の知らない多くの人の目にさらされ ることになった。審査請求人本人が承知しない間に特定疾病のレッテル を貼られるという恐ろしい個人情報の独り歩き事態が実際に起こっていた。特定疾病のレッテルを貼ることで審査請求人の言動,主張をはじめ審査請求人の信用をなくすことが可能である。これは個人の権利利益の侵害に他ならない。

このような正確ではない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するために開示決定を受けた保有個人情報について法27条訂正請求権、同法29条保有個人情報の訂正義務、同法36条利用停止請求権、同法38条保有個人情報利用停止義務の条文がある。この度のような個人の権利利益の侵害を防ぐために、法があり、審査請求人はそれに従い情報開示請求をし、利用停止請求を行ったのであるが、客観的な調査も行わず、現状のまま審査請求人の個人情報を保有する現在の外務省の対応は法の立法趣旨を全く理解していない暴挙である。

### (7) 結論

- ア 法36条の適法に取得されたかどうかについては、①外務省に提出される前の本件診断書の発行経緯に不適法な点があること(審査請求人本人の同意を得て発行されたものではない(個人情報保護法23条違反),特定病院が行ったと主張する診察についてのカルテが存在しない(医師法24条違反)),②外務省職員である審査請求人の家族が提出したとのことであるが、家族本人は審査請求人が聞いたところ,提出していないとのことでこの点について外務省が本人への聞き取り調査や客観的調査を行っていないことから、適法に取得されたとは到底言えない。
- イ 審査請求人を介護する必要性は当時も含めて現在まで全くなく、実際、審査請求人に対し介護は行われていないのであるから、介護休暇取得のためという利用目的以外のために本件診断書が利用されたことは明白であり、これは、法36条1項1号に該当する。
- ウ 審査請求人は介護を必要とする状態には全くなかったのであるから、本件診断書が介護休暇取得という利用目的以外の目的のために提供されたことは紛れもない事実で法36条1項2号に該当する。

以上のことから審査請求人は外務省が本件診断書の利用停止をしないことは妥当だと主張することに対し、上記のとおり異議を唱え、本件処分を取り消し、審査請求人の権利利益保護のため、ただちに利用停止するとの決定を求める。

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

(1) 外務省は、審査請求人が平成28年10月26日付けで行った法に基づく保有個人情報開示請求「平成23又は同24年に外務省へ提出した

自分自身の診断書(平成23年特定月発行の自分自身の診断書)」に対し、本件診断書(平成23年特定月日発行)に記録された本人に係る保有個人情報(本件対象保有個人情報)を特定の上、開示の決定を行った(平成28年11月1日付け個人情報保護第2016-00344号。以下「本件開示決定」という。)。

- (2) また、外務省は、審査請求人が本件診断書が虚偽の内容の診断書であり、また適正な手続により発行されたものではないため、利用の停止、消去、提供の停止を求めるとして行った平成28年11月2日付けの本件対象保有個人情報の保有個人情報利用停止請求について、利用停止しない、消去しない、提供停止しない旨の原処分を行った(平成28年11月29日付け個人情報保護第2016-00358号。)。
- (3) これに対し、審査請求人は、原処分の中で外務省が適法とする本件診断書の取得及び提出の経緯が非常に不明瞭であり、また、これを行政機関が保有し続けることは不適法であり、審査請求人の人権を侵害している等の理由により、原処分を取り消すとの決定を求める旨の審査請求を行った。
- 2 本件対象保有個人情報について
- (1) 当該利用停止請求の対象である本件対象保有個人情報は、本件開示決定で開示した審査請求人に係る本件診断書に記録された本人に係る保有個人情報であり、審査請求人の氏名、住所、生年月日、病名及び診断書発行特定病院の名称、住所及び担当医師名等で構成されている。
- (2) また、本件診断書は、審査請求人の家族である外務省職員から外務省 に提出されたものであって、職員の人事管理(審査請求人を介護するた めの介護休暇取得に係る事務手続を含む。以下同じ。)の達成のために保 有しているものである。
- 3 利用停止請求の内容について

当該利用停止請求の趣旨及び理由は、本件診断書は、虚偽の内容の診断 書であり、また適正な手続により発行されたものではないため、利用の停 止、消去、提供の停止を求めるというものである。

- 4 原処分の妥当性
- (1)本件診断書は、外務省が特定病院に指示する等して不適法に取得したものではなく、審査請求人の家族である外務省職員が外務省に提出したものを外務省における人事管理を利用目的として外務省が取得したものであり、その取得は適法である。また、本件診断書は、職員の人事管理の達成に必要な範囲内を超えて保有しているものではない。さらには、当該利用目的以外の目的のために利用した事実はない。したがって、当該個人情報は、法36条1項1号に該当する事実はない。
- (2) また、当該利用目的の中には、提供を行うことは含まれておらず、か

- つ当該利用目的以外の目的のために提供を行っていないことから,当該個人情報が同項2号に該当する事実もない。
- (3) したがって、当該個人情報を利用停止しない、消去しない、提供停止 しないとの原処分は妥当である。
- 5 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、次のように主張することにより、本件診断書は取得経緯が不明瞭であり、本件診断書が添付された休暇簿の提出経緯も不明瞭であるため、外務省が「適法に取得した」としていることは誤りであるとして、利用停止しない等の原処分の取消しを求めている。
  - ア 審査請求人は、特定病院で診察を受けた事実はなく、同人に係るカルテはない。
  - イ 審査請求人が特定病院に本件診断書の発行を依頼した事実も発行に 同意した事実もない。また、本件診断書の取得者が誰であるのか、病 院から回答がなく不明である。
  - ウ 審査請求人の家族(外務省職員)から、同人が介護休暇を取得する ために提出した本件診断書が添付された介護休暇用の休暇簿について、 同人は作成・提出していないと聞いた。
  - エ 当該休暇簿に記載されている要介護者(審査請求人)の状態及び具体的な介護の内容は事実でない。
- (2) しかしながら、審査請求人が提出した特定病院が作成した文書「文書発行に関する証明について」において特定病院が審査請求人の家族から相談を受けた事実が記載されており、外務省が直接特定病院より本件診断書を取得した事実はない。また、審査請求人の家族による本件診断書が添付された休暇簿(介護休暇用)を自身が作成していないとの発言を裏付ける根拠はなく、外務省は審査請求人の家族から提出を受けたのであり、外務省による不適法な取得にあたらない。

また、休暇簿(介護休暇用)の記載内容が事実と異なるとの主張については、本件診断書の取得の適法性に影響を与えるものではない。仮に休暇簿(介護休暇用)の記載内容が事実とは異なるとしても、本件休暇簿(介護休暇用)の現在の利用目的は、介護休暇取得当時の事実を管理するために、本件診断書を当時提出されたままの状態、内容で保有することであり、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有又は利用していないため、利用停止しない及び消去しないこととしたものである。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

### 6 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当で あると判断する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成29年2月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年5月10日 審査請求人から意見書を収受

④ 同月26日 審議

⑤ 同年6月20日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件利用停止請求は、外務省職員である、審査請求人の家族が、介護休暇申請に当たり提出した審査請求人に関する「診断書(平成23年特定月日発行)」(本件診断書)に記録された本人に係る保有個人情報(本件対象保有個人情報)の利用停止を求めるものである。

処分庁は、本件利用停止請求について、利用不停止とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

また、法36条1項2号は、法8条1項及び2項の規定に違反して自己 を本人とする保有個人情報が提供されているときには、当該保有個人情報 の提供の停止を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

以下、各条文に則して検討する。

- 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について
- (1) 適法な取得(法36条1項1号)との関係
  - ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、当審査会事務局職員 をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。
    - (ア)本件対象保有個人情報は、本件診断書に記録された本人に係る保 有個人情報であり、本件診断書には、審査請求人の氏名、住所、生 年月日、病名、病状、診断書を発行した特定病院の名称、住所及び

印影、特定医師の氏名及び印影並びに診断書の発行日等の記載がある。

- (イ)本件診断書は、外務省職員である、審査請求人の家族(以下「家族」という。)から、審査請求人を介護するための介護休暇取得の申請のため、外務省に対して提出のあったものである。
- (ウ)人事院規則15-14(職員の勤務時間,休日及び休暇)28条において,介護休暇の承認を受けようとする職員は,あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に請求しなければならないとされ,同規則29条2項では,各省各庁の長は,介護休暇について,その事由を確認する必要があると認めるときは,証拠書類の提出を求めることができるとされている。本件診断書は,家族が,介護休暇を休暇簿に記入して申請するに当たり,証拠書類として提出のあったものであり,外務省としては適法に取得したものである。
- (エ) その後、当該申請は承認され、家族は、実際に申請どおり6か月間の介護休暇を取得している。
- イ 諮問庁から、家族の休暇簿の提示を受けて確認したところ、家族が 介護休暇を申請し、取得したことについては上記アの説明のとおりで あり、本件診断書が介護休暇の証拠書類として家族から提出のあった ものであり、適法に取得したものであるという外務省の説明は首肯す ることができ、それを覆すべき事情も認められないから、本件対象保 有個人情報は、外務省において適法に取得されたものと認められる。
- (2)保有の制限等(法3条2項)との関係
  - ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

本件診断書は、外務省職員の人事管理(職員の介護休暇取得に係る事務手続を含む。)を利用目的として取得したものである。さらに、家族は、現に介護休暇を取得したことから、当該職員の休暇の管理のために本件診断書を保有しているものであり、外務省としては、人事管理の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ、本件対象保有個人情報を保有している。

イ 本件診断書の取得の経緯に係る諮問庁の上記(1)アの説明を踏まえると、本件診断書の取得後、外務省職員の人事管理という利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件診断書を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、それを覆すべき事情も認められないことから、外務省において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

- (3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係
  - ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる(各号略)」としている。
  - イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、外務省職員の人事管理という利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないとのことであった。
  - ウ 本件診断書の取得の経緯に係る諮問庁の上記(1)アの説明を踏まえると、本件診断書の取得後、外務省職員の人事管理という利用目的以外の目的のために本件診断書を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、それを覆すべき事情も認められないことから、外務省において、本件対象保有個人情報を法8条1項に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、また、もとより同条2項に違反するものとも認められない。
- (4)本件対象保有個人情報の利用停止の要否について 以上によれば、本件対象保有個人情報の利用停止請求については、法 38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないと認 められる。
- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件利用不停止決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不 停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認 めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

#### (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久